

介護職員等特定処遇改善加算にかかわる情報公開（見える化要件）

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

- A. 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を取得していること。
- B. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C. 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、令和2年度からの算定要件で、介護サービス情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的取組内容を公表しているところです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的取組（賃金改善以外）につきまして以下のとおり公表します。

区 分	内 容
入職促進に向けた取組	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリア等に関する定期的な相談の確保
両立支援・多様な働き方の推移	有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
生産性向上のための業務改善の取組	高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
やりがい・働きがいの醸成	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供